

別紙1

7 東四保第 1320 - 2 号
令和 8 年 1 月 19 日

広報広聴課長 様

四国中央保健所保健課長

審議会・検討会等の会議の公開又は非公開の決定について（報告）

このことについて、次のとおり報告します。

審議会・検討会等の名称	宇摩圏域感染症対策連携協議会		
事務局（担当課）	四国中央保健所保健課 感染症対策係 (担当) 内田 (内線) 114		
設置根拠	<input type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input checked="" type="checkbox"/> 要綱等 (名称) 宇摩圏域感染症対策連携協議会設置要綱		
設置年月日	令和 5 年 10 月 1 日		
審議会・検討会等の内容	宇摩圏域の感染症の発生予防及びまん延防止のための施策の実施に当たっての連携協力体制の整備を図る。		
公開・非公開決定日 (決定した会議開催日等)	令和 8 年 1 月 16 日		
公開・非公開の別 (決定の内容)	<input checked="" type="checkbox"/> 公開	<input type="checkbox"/> 全部公開 <input checked="" type="checkbox"/> 部分公開	<input type="checkbox"/> 非公開
公開・非公開に 係る法令等の規定 (名称)	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無	
公開できない審議、意見聴取等の内容	非公開とする具体的理由		非公開規定
四国中央市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について	当該審議内容は、県・市町等の関連機関や専門家が参加し、今後の新型インフルエンザ等対策行動計画に関する見直し等の専門的評価等を行う。内部審議・検討資料及び討議過程には未確定の情報も含まれているため、これらを公にした場合、内容が確定した事実にあるかのように受け取られ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがある。（愛媛県情報公開条例第 7 条第 2 項第 5 号）		(1)-5
摘要	新たな決定	報告日	令和 8 年 1 月 19 日

- 注1 会議の公開又は非公開の決定後、速やかにその決定を本書により広報広聴課へ報告して下さい。（会議の公開又は非公開のいずれの決定の場合も報告してください。）
- 2 「公開・非公開の別（決定の内容）」が「部分公開」又は「非公開」の場合は、「公開できない審議、意見聴取等の内容、非公開とする具体的理由、非公開規定」を記入してください。
- 3 「公開できない審議、意見聴取等の内容」及び「非公開とする具体的理由」は、できるだけ具体的に記入してください。
また、「非公開規定」は、例えば、審議会・検討会等の会議の公開に関する指針の4（公開基準）の(1)の情報公開条例第7条例第2項第1号に該当する場合は、“(1)-1”と記入してください。
- 4 当初の公開又は非公開の決定により難い新たな事項の審議、意見聴取等を行うこととなり、これについての公開又は非公開の決定を行った場合は、「審議、意見聴取等の内容」に新たな事項の内容を記入し、「摘要」に“新たな決定”と記入してください。